

【テーマ】

「著作権法第31条改正と大学図書館」

【主催】図書館分科会

活動報告

日時：2022年12月15日（木）14:00 -15:30

場所：オンライン分科会

出席者：104名

1. 研究内容

「著作権法第31条改正と大学図書館」をテーマとして、図書館分科会主催のオンラインイベントを開催しました。著作権法改正を契機として、今後の大学図書館に求められる機能や役割については、さらに変化が続いていくことが想定されます。当日は、まずはじめに千葉大学の竹内先生より著作権改正の現状と今後の展望についてのご講演、次に千葉大学附属図書館の高木様より図書館職員としてどのような準備をしていくべきか、実務に近い内容でのご講演をいただきました。

イベント後半は講演を受けての質疑応答と意見交換を行い、著作権法第31条改正を契機として、大学図書館の機能や役割の変化について課題の共有や理解を深める場となりました。

（内容詳細については「3項概要レポート」をご参照下さい。）

2. スケジュール

14:00 分科会開始

○開催挨拶

○ご講演「著作権法31条の改正がこれからの大学図書館に与える影響について」

千葉大学 副学長附属図書館長、アカデミック・リンク・センター長、人文科学研究院教授
竹内 比呂也 様

○ご講演「図書館等公衆送信サービスの開始に向けて ～いま、各館でできること～」

千葉大学 附属図書館 利用支援企画課利用支援企画グループ
高木 晃子 様

○意見交換・質疑応答（20分程度）

○終わりの挨拶

15:30 分科会終了

3. 概要レポート

※当日の講演の様子（録画データ）は「CS研・IS研情報交換サイト <https://csis.ufinity.jp/shared>」に掲載（会員限定公開）予定。詳細は7頁「事務局より」をご参照下さい。

「著作権法第31条改正と大学図書館」

私立大学キャンパスシステム研究会図書館分科会が、12月15日にオンラインで開催されました。2021（令和3）年度に著作権法が改正され、大まかに言うと「国立国会図書館が絶版等資料のデータを個人宛にインターネット送信」「各図書館等が図書館資料を利用者にメール送信（補償金が必要）」ができるようになります。これによって大学図書館に求められる機能や役割がどう変化するのかについて、千葉大学附属図書館のお2人が講演を行いました。まず運営委員の明治大学植木氏から開会の挨拶があり、同氏の進行で分科会がスタートしました。

■ご講演：

「著作権法31条の改正がこれからの大学図書館に与える影響について」
千葉大学 副学長 附属図書館長 アカデミック・リンク・センター長
大学院人文科学研究教授 竹内 比呂也氏 より

○国立国会図書館の新たなサービスを踏まえ、大学図書館のDXを

大学図書館のデジタルトランスフォーメーション（DX）は必然であると言われていいます。DXではビジネスモデルを転換し、大学図書館のサービスをいかにクオリティが高くインパクトのあるものにしていくかという視点が大切です。Covid-19パンデミックでキャンパスに学生がいなくなった後、対面授業に戻っても本館では入館者数が少ないままです。郵送で資料を受け取れるとしても行きたい図書館、またリモートからでも最適な形態でリソースの提供を受けられるサービスが求められていると思います。文科省の科学技術・学術審議会で行われた図書館に関する議論の中で、図書館を構成する3要素として空間、コンテンツ、人的支援が挙げられました。空間は、ラーニングコモンズのような現在の位置づけからメタバースに代表されるバーチャルな空間に変わるかもしれません。コンテンツは紙から電子へ変わらざるを得ないでしょう。人的支援も対面からオンラインへと転換が必要です。これまでのモデルから脱却する必要があります。

デジタル化には3段階あると言われており、「デジタイゼーション」は一般に単に紙を電子に置き換えることを指し、1990年代から行われた貴重書の電子化等はこの段階と言えます。「デジタルイゼーション」はビジネスモデルが少し変わり、例えば電子ジャーナルの導入はこの段階に当たるといえます。タイトルをまとめて購入すること、所有権ではなくアクセス権を確保すること等、従来とはビジネスモデルが変わりました。さらに進んだ段階が「DX」です。組織や文化を変え新たな価値を生み出すことが求められています。

例えば、どこからでも資料を利用できるリモートアクセス、人だけではなく機械が読んで機械学習ができる環境実現、オンラインでのレファレンスや学修・研究支援サービス等が考えられ、人間の知的生産活動を、場所と資料形態の制約から解放することも言えるかもしれません。大学図書館のDXでは、図書館の基本理念を尊重しつつ、現在の社会環境で図書館の本質的な役割は何かをあらためて考え、それを最も合理的に行える変革を目指さなければなりません。

具体的には、資料の電子化・データベース化、リモートアクセスの実現、オープン化、サービスのオンライン化等が挙げられます。これらのDXをすべて個々の図書館で進めるには限界があるため、ツールを共同開発したり、人的資源を含むリソースを共有化したりすることも必要になってくるでしょう。特に日本語資料に関しては、著作権法で特別な役割を与えられている国立国会図書館との連携は非常に重要になります。

2020年9月に科学技術・学術審議会の学術分科会・情報委員会から出されたコロナ新時代に向けた提言を受け、昨年著作権法31条が改正されました。著作権法は、著作物の公正な利用と権利者の保護のバランスを取ることを目指しており、公正な利用に当たる場合は著作権者の権利は一定程度制限されてもやむを得ないという考え方を取っています。今回の2021（令和3）年度の改正では、図書館関係の権利制限規定の見直しが行われ、大きく2点変わりました。

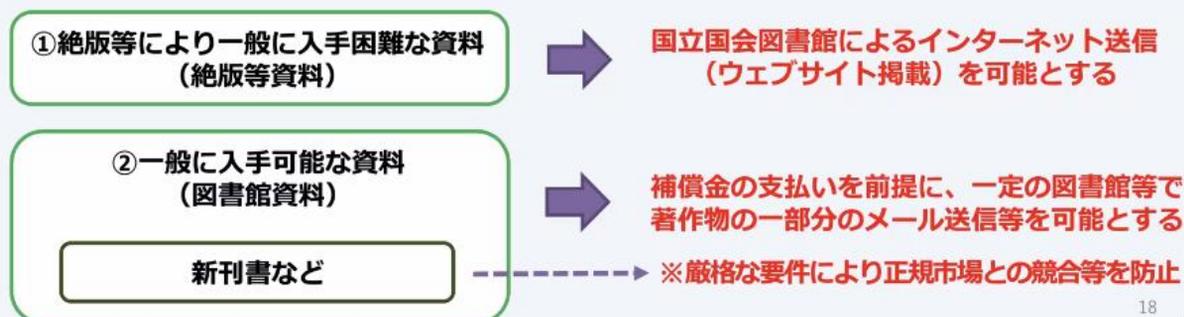
【基本的な考え方】

- ・ **図書館関係の権利制限規定**については、従来から課題が指摘されていたところ、今般の**新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等**によって、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスに係る**ニーズが顕在化**。



- ・ **民間事業者によるビジネスを阻害しないよう十分注意しつつ**、デジタル・ネットワーク技術を活用した**国民の情報アクセスを充実**させる必要。

【制度改正の全体像】



18

1

1. 国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信

既に国立国会図書館は、絶版等入手困難資料の送信を行っていますが、送信先は公共図書館や大学図書館等に限定され、利用者はそこに足を運んで閲覧する必要がありました。それが、3か月以内に復刻等の予定がない資料を除き、データを事前登録した利用者に直接送信できるようになりました。複製のプリントアウトも可能となります。

2. 図書館等による図書館資料のメール送信等

大学図書館等では、従来は複製、郵送での提供のみ可能で、メール等の公衆送信が不可でしたがこれが可能になります。絶版等に関わらず、条件付きで資料のデータを特定図書館等から利用者に送れますが、補償金の支払いが必要になります。

国立国会図書館は、同館に未収かつ入手困難資料のデータ収集事業も行います。国立国会図書館が所蔵していない入手困難な資料について、公共図書館や大学図書館がデジタル化したデータを国立国会図書館に納めれば、デジタルコレクションとして長期にわたり保存するとともに、デジタル化送信サービスの対象とするということです（上記1）。

まとめ

- 2021年著作権法改正によって、著作権保護期間が終了している資料のみならず、絶版等入手困難資料についても、デジタル化資料送信サービスが個人宛に行われるようになったことで、150万点以上の資料への遠隔アクセスが可能になり、日本語資料へのアクセス環境が劇的に改善された。今後デジタル化の範囲が拡張することで、より新しい資料のデジタル化が進むことが期待される。→「ナショナル・デジタル・アーカイブ」化
- これを前提として、大学図書館は新たな「デジタル・ライブラリー」の構築を→大学図書館機能はどう変わるか？

39

このように今回の31条改正は、リモートアクセスという点でこれまで対応できなかった領域を大きくカバーする変化であると言えます。デジタル化の範囲が拡張し、ナショナルデジタルアーカイブ構想は大きく前進しました。これを前提に大学図書館は新たなデジタルライブラリーの構築をしていかなければなりません。図書館はDXの段階に入ってきました。国立国会図書館の新しいサービスを前提に、大学図書館は所蔵する紙の蔵書の位置づけを見直し、どのように国立国会図書館のコレクションのデジタル化に関与し、活用していくかが今後の大きな課題です。

■ご講演：

「図書館等公衆送信サービスの開始に向けて ～いま、各館でできること～」

千葉大学 附属図書館 利用支援企画課 利用支援企画グループ 高木 晃子氏 より

○特定図書館として公衆送信サービスを行うための準備とは

2021（令和3）年度の著作権法改正を受け、国立国会図書館では、既に今年5月から絶版等入手困難資料の個人送信を行っています。来年の法施行後は、大学図書館等だけでなく国立国会図書館でも一般の著作物のデータを個人に送信できるようになり、国立国会図書館から個人あてに電子送信できる資料の範囲がかなり広がります。

具体的な運用手順を説明します。特定図書館等は、利用者が要求する資料を法律上許される範囲で電子化して公衆送信します。利用者は補償金と、特定図書館が求める場合はそれに加えて手数料を支払ってデータを受領し、特定図書館等では受け取った補償金と、どの資料を何ページ公衆送信したかという実績報告を指定管理団体へ納めます。指定管理団体では受け取った補償金を、小説家等の著作権者へ、権利者団体を通じて分配します。

法改正を受けて関係者協議会が立ち上がり、4つの分科会で議論を重ねてきました。抜粋してご紹介しますので詳しい内容は[JLAのウェブサイト](#)をご覧ください。

● 特定図書館等分科会

- ① 特定図書館になるためには、責任者を置くこと、研修を行うこと等が決まっています。研修内容はガイドラインや実務に関する内容を予定しており、各館で行うことも共同開催も可能です。

JLAで共同開催する動きもあるようです。

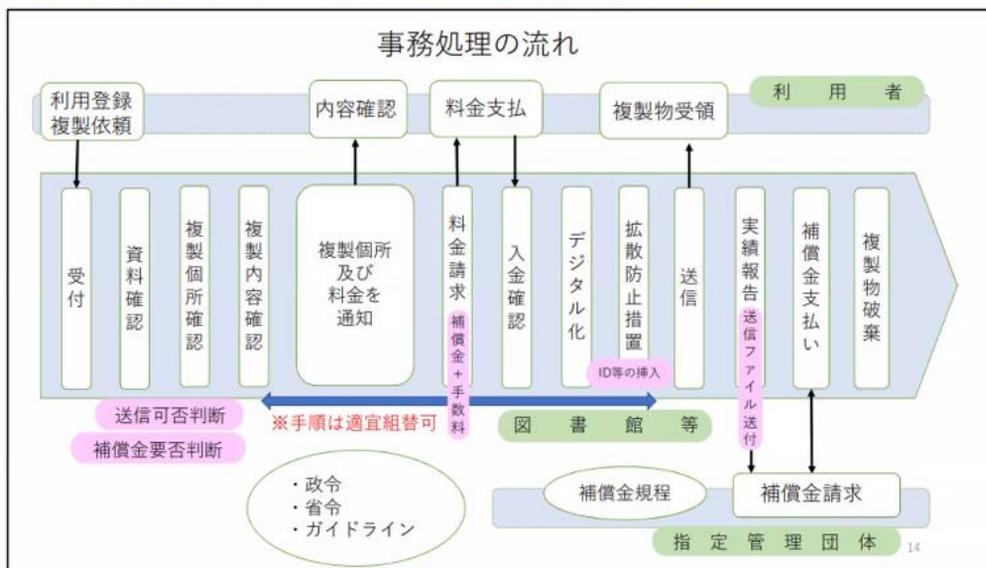
② データの目的外利用防止・抑止のための措置が必要です。誤って電子データを目的外に利用されないように、誤送信対策、データの保存期間等を内部規定で定める必要がありますが、各大学に既にある個人情報保護等の規定を準用できます。利用者は、氏名、連絡先等の登録が必要です。

③ データの不正拡散防止・抑止の措置も必要です。これは②と異なり利用者側が不正に流出させないために、行うべきことが決められています。

● 事務処理等スキーム分科会

公衆送信サービスの事務処理について、図のような流れを想定しています。中央の太い矢印が各特定図書館で行うステップです。

事務処理等スキーム分科会関係①



参考：「早わかり図書館等公衆送信サービス」p. 7 (9/30 図書館に向けた図書館等公衆送信サービス説明会 配布資料)

https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A/20220930_toshokankoshusoshin.pdf

● 31条ガイドライン分科会

①改正された31条の条文に、「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして、政令で定めるもの」については著作物全体の複製・公衆送信が可能とあり、その具体的内容について先行して議論しています。1) 発行後相当期間経過後の定期刊行物に掲載された著作物（雑誌の論文等）と、2) 複製等の範囲内に存する写真、図版等の著作物、および3) 複製等の範囲内に存する分量が極めて少ない著作物が対象となる予定です。つまり、論文や書籍などの紙面上に写真・図版やコラム記事等別の著作物が混在して掲載されていても、別の著作物の部分をマスキングすることなく複製や公衆送信が行えます。ただし、2) 写真・図版等の著作物に関しては、公衆送信の複製時においては解像度を落とすことが求められます。

②「著作権者の利益を不当に害することになる場合は公衆送信できない」となっているため、その対象の検討も進めています。商用の公衆送信サービス対象資料（ペーパービューで買える論文や、電子ブックとして市販されている資料等）、楽譜、地図、画集・写真集等は公衆送信の対象外となる見込みです。

● 補償金分科会

補償金の金額は、著作物の種類により「新聞」、「雑誌その他の定期刊行物」、「本体価格が分かる図書」、「その他」の4種類に分け、ページ単価での算出や本体価格とページ数により算出されることになりそうです。

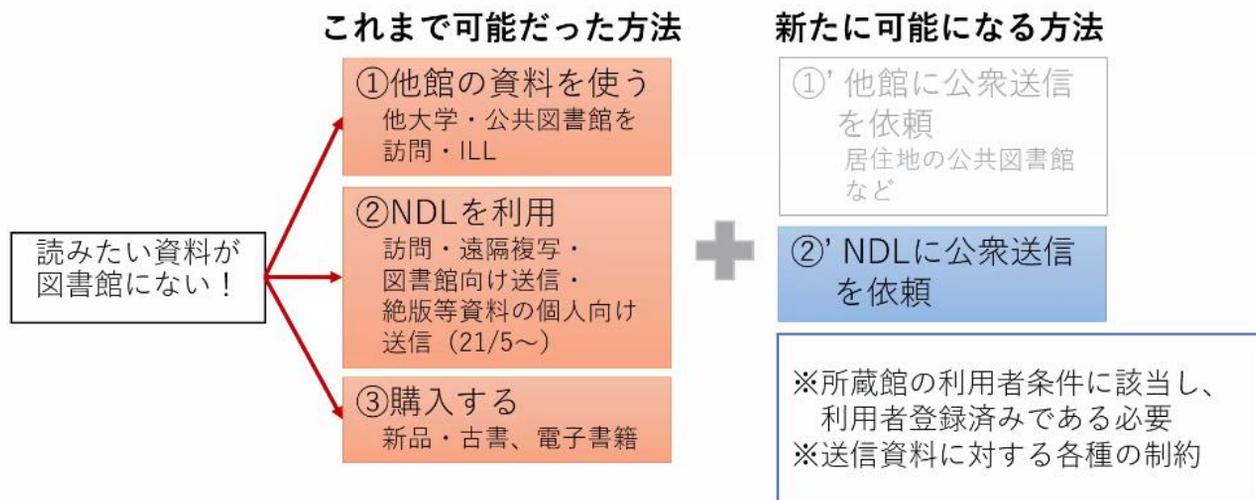
いま、各図書館でできることをご説明します。詳しくは[大学図書館シンポジウムの報告ページ](#)で公開される予定ですのでそちらもご覧ください（※国公私立大学図書館協力委員会の加盟館に限定公開）。

例えばデータの不正拡散防止・抑止のため、利用者にサービスの利用規約に同意していただく必要があります。新たな規定の整備が必要になるため、学内での手続きを確認しておくとうれしいでしょう。

公衆送信サービスは、来館不要で利用者が著作物を閲覧できるサービスのため、補償金の支払いも窓口以外でできるよう、カード決済導入等の検討が必要です。補償金とは別に各図書館の判断で手数料を徴収することもできますので、これも検討ポイントです。その他、公衆送信の受付方法、誤送信対策、PDFファイルに挿入必須のヘッダー等はどう入れるか、利用者へはメール添付で送るのか等様々な検討事項があると思います。

最後に、利用者へのレファレンスのあり方の変化を考察します。これまで図書館の資料を自宅等で読みたいというご要望には、電子ジャーナル、電子ブック、郵送、オープンアクセス等の方法がありましたが、特定図書館になれば、「補償金を払うのでこの部分のPDFを送ってください」という要望にも条件が合えば応えられるようになります。

利用者へのレファレンス対応の変化②



36

また利用者が所属する大学図書館に資料がない場合、図にあるこれまでの方法に加え、国立国会図書館に絶版等入手困難資料以外でも公衆送信を条件付きで依頼できるようになるほか、自分の住んでいる地域の公共図書館に所蔵があればそちらから送ってもらうことも考えられます。

このように選択肢と新たなルールが増えるため、利用者が何を重視するかを考えて案内することがより重要になるでしょう。今すぐ入手したいのか、移動せずに自宅等で入手したいのか、安く済ませたいのか、解像度が制限されても問題ないのか、資料の一部分を入手できれば良いのか、等ニーズは様々です。所蔵館の利用者条件にその利用者が当てはまるかも踏まえ案内する必要があります。

法の施行は遅くとも2023年6月1日です。この日に合わせて特定図書館としての業務を開始する必要はありませんので、準備や検討を行い、それぞれの図書館のタイミングで参加してください。

■まとめ

講演の後、質疑応答が行われました。「郵送で行っている図書館間で行われる文献複写サービスのやり取りをメール送信に変えられるか」「ILLで入手した紙の複写物を、自館でスキャン、PDF化してメール送信可能か」との質問に、竹内氏は「ILLは今回の改正の対象外で、新しい制度運用の中ではできるとは言えません」と回答しました。また、富士通Japanの芦田氏から富士通の図書館システムiLiswavelについて「学内ILLの機能をベースに今回の法改正に対応した改修を進めていきたいと考えています」と説明がありました。

結びに運営委員の神田外语大学吉野氏から挨拶と次回の案内があり、閉会となりました。

4. 参加校 [39校78名] ・参加企業[4社26名] ・参加総数[104名]

愛知教育大学[1] 愛知県立大学[1] 愛知大学[2] 亜細亜大学[1] 追手門学院大学[1] 神奈川大学[2] 鎌倉女子大学[2] 関西大学[4] 関西国際大学[1] 神田外語大学[3] 共立女子大学[4] 神戸学院大学[1] 國學院大學[2]	埼玉県立大学[1] 芝浦工業大学[3] 聖学院大学[1] 千葉大学[2] 中央大学[3] 筑波大学[3] 津田塾大学[1] 東京家政大学[1] 東京都市大学[3] 東京農業大学[1] 東京理科大学[1] 東洋学園大学[3] 東洋大学[2]	常磐大学[1] 長崎大学[1] 日本女子大学[1] 日本福祉大学[3] 福岡女学院大学[1] 文京学院大学[3] 宮崎大学[1] 武蔵大学[1] 明治大学[5] 立命館大学[3] 龍谷大学[4] 流通科学大学[1] 流通経済大学[3]	東京コンピュータサービス株式会社[1] 富士通株式会社[1] 有限会社ハーティサービス[1] 富士通Japan株式会社[23]
---	---	---	--

5. 所感（図書館分科会運営委員会）

今回のテーマである「著作権法第31条改正」は、デジタル技術を使い図書館資料へのアクセスを改善する「図書館のDX」に繋がるお話でした。千葉大学竹内先生の「図書館の業務は共通ではないが、どの図書館でも必要な仕事。個々の図書館では対応しきれないので、共有化が必要」というお話は、図書館間の連携だけでなく、まさに今回の著作権法改正で大学図書館等ができるようになる部分が「共有化」だと感じました。また、国立国会図書館のデジタルシフトは著作権法と表裏一体のため、改正に繋がるという話は、双方の動きは図書館に関わる者として今後とも注目すべきところかと思えます。同じく千葉大学の高木様からは、今回の著作権法改正で、業務や利用者にとどのような影響があるかをお話いただきました。今後、利用者が重視するのは何かと考えて案内することがより重要になるため、より一層利用者に寄り添ったレファレンスサービスが求められるのではないのでしょうか。

今回の分科会が、皆様のご参考になれば幸いです。
多くの方にご参加いただき、誠にありがとうございました。

【分科会の様子】



【事務局より】

次頁以降に開催後アンケート結果（抜粋版）を記載しています。

開催後のアンケート結果詳細版や当日プレゼン資料ご覧になりたい方は、「[CS研・IS研情報交換サイト](#)」に掲載しておりますのでそちらをご覧ください。また、今回の分科会開催に際し事前アンケートを行っています。事前アンケート結果につきましても「[CS研・IS研情報交換サイト](#)」に掲載しております。

「CS研・IS研情報交換サイト」について

- CS研・IS研の会員向けに情報・資料をご提供し、会員の皆様で情報交換をする会員専用のサイトです。（新規入会ご希望の方は、右下の事務局まで、お手数ではありますがご連絡ください。）
URL : <https://csis.unity.jp/shared>

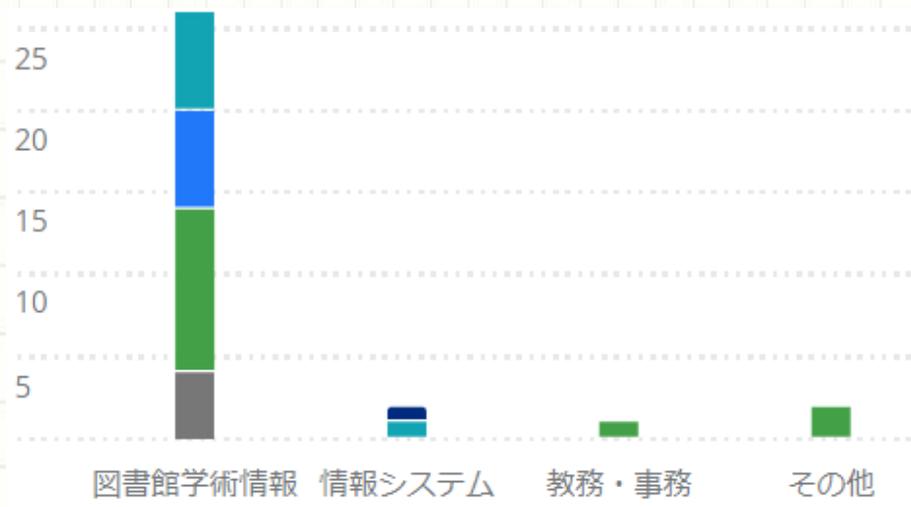
- 情報交換サイトをご覧になるにはIDとパスワードが必要となります。お持ちでない場合は以下のサイトにてお申込みください。
お申込みサイト : <https://seminar.jp.fujitsu.com/public/seminar/view/46757>

【連絡先】

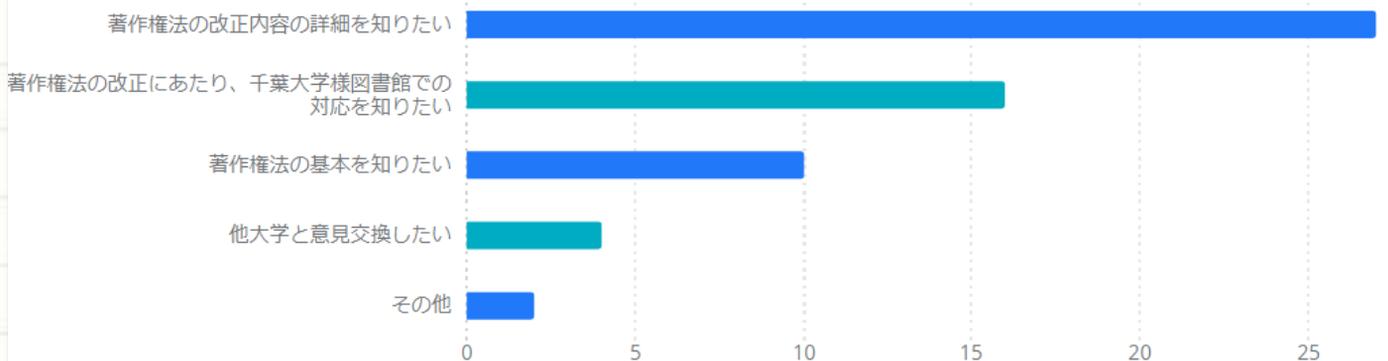
私立大学キャンパスシステム研究会 事務局
〒105-7123 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター
富士通Japan株式会社 戦略企画統括部内
E-mail : contact-csiken@cs.jp.fujitsu.com

開催後アンケート結果 【回答数／対象者数：33／78（大学関係者のみ）】

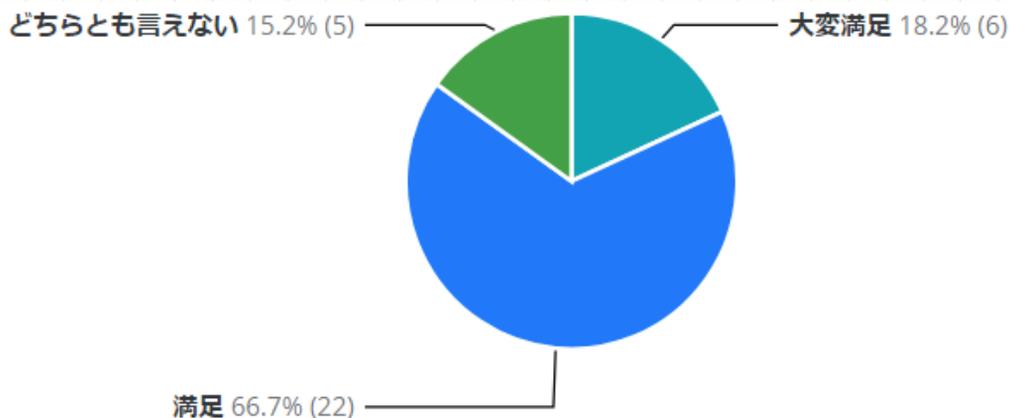
■ 担当業務と役職について



■ 参加した目的について



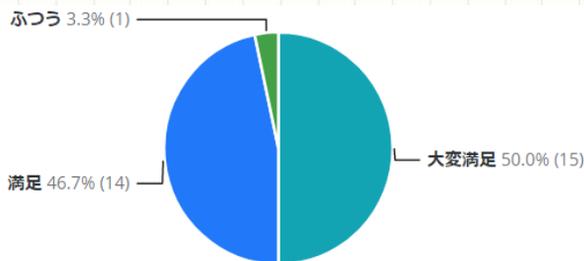
■ 本日の分科会の全体満足度について



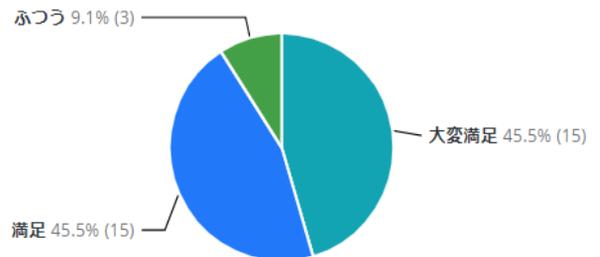
■全体満足度の評価理由について（一部省略・抜粋）

- 文化庁の「著作権法の一部を改正する法律」の説明資料は読んでいましたが、量が多く内容理解が難しかったため、重要なポイントをピックアップして説明いただいたことで手掛かりが得られました。再度説明資料を読み直してみます。
- 具体的に改正内容や最新の検討状況を知ることができたため。
- 少し前に開催された大学図書館シンポジウムにも参加しましたが、そこで理解不足だった部分を補うことができました。
- ILLのことについて詳しく知りたかったです。
- 時間が足りない。短い時間の中でボリュームが大きく、消化できなかった。
- JLA主催の研修会も拝聴しましたが、現段階で未定の事も多く、実際に今何を準備すればよいかわかりませんでした。今回の講演では大学図書館として今準備できることを具体的に提案して頂いたので、部署内でも出来ることから検討していきたいと思えます。
- 今回の著作権法改正により、公衆送信サービスが大学図書館にも広がられるため、今後の進め方（事務処理等）についてある程度知ることができたから。
- 「各館でできること」の部分をもう少し詳しく知りたかった。概要の部分は他のイベントや既存の資料で既知の部分が多かった。が、フォーとして、高木様から大学図書館シンポジウムのご案内があったので、ありがたかった。
- 来年度開始する公衆送信サービスについて、大枠が理解できました。「対象の著作物や補償金など細かいところが公式に決定していないためまだ何もできない」から、「本学も経理部署や情報部署と連携してワークフローをつくっていかねばサービスの開始が後倒しになってしまう」という意識に切り替えができました。
- 富士通システムが公衆送信への対応を検討しているということが分かって良かった。
- ILL業務をしており、利用や利用者の案内などを検討する材料に役立つと思うため。
- 一部聞けなかったところがあったのですが、著作権一般というよりも、大学図書館としての今後の取組、利用者からの保証金の受け取り、支払い等についてもっとお聞きしたかった。
- 著作権法改正における変更点を、分かりやすく説明頂きました。今後の業務に役立てられると思えます。

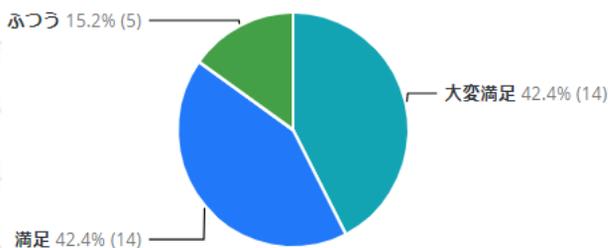
■満足度－開催テーマについて



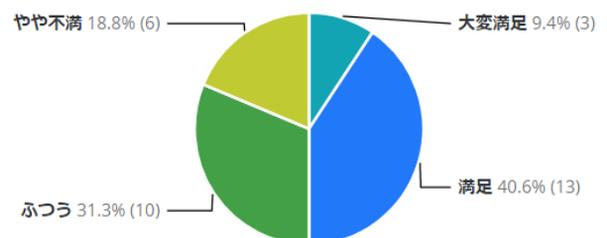
■満足度－千葉大学 竹内先生の講演について



■満足度－千葉大学 高木様の講演について



■満足度－当日の運営について



■ 次回以降取り上げて欲しいテーマについて（一部省略・抜粋）

- DXが進んでいる大学の実体験を知りたい
- 大学図書館業務におけるRPA導入事例
- 大学図書館のあり方などを実施していただくと有難いです。
- オープンアクセス推進における図書館の役割

■ CS研についてのご意見・ご要望について（一部省略・抜粋）

- 当日でもよいので、事前に資料を配付していただけるとありがたいです。
- 図書館システムは他業者のため、申しわけないと思いながら、参加させていただきました。どうもありがとうございました。
- 皆様のご尽力に感謝いたします。早くコロナが終息し、対面開催できるようになれば幸いです。引き続き、よろしくお願い申し上げます。
- 後半につれてお話の内容としては重要度が高くなっていったように思われますが、時間がなく駆け足になってしまったのが少し残念でした。
- こちら側の問題なのですが、Webexに不慣れであったため、画面表示がうまくいかず、途切れてしまう時がありました。日頃から触れておく必要性を感じました。講義は、とても有意義なものでした。各図書館での逐次刊行物の複写状況なども、知る機会があれば、参加してみたいと思います。